

みんなで泊まって応援！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、民宿経営者等市内宿泊事業者の経営環境は著しく悪化している。

このため、市内に宿泊したスキー客のリフト券購入に要する費用を補助し、宿泊を伴うスキー客の誘客につなげ、新規顧客開拓とリピーターの増加を促すことで、市内宿泊事業者の経営と雇用の維持を支援し、市内経済の巻き返しと好循環を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において「みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業」とは、前条の目的を達成するため、養父市が実施する「登録リフト事業者」で使用できるリフト1日券の補助に係る事業とする。

2 本要綱において「対象者」とは、養父市内の「登録宿泊事業者」に宿泊したスキー客とする。

3 本要綱において「登録宿泊事業者」とは、市内に宿泊施設を有し本事業に申請・登録した事業者とする。

4 「登録リフト事業者」とは、市内にスキーリフト設備を有するすべての事業者で、宿泊証明書をリフト1日券に交換できる事業者として登録された者とする。

(対象者)

第3条 養父市内の登録宿泊事業者に宿泊したスキー客を対象とする。

ただし、宿泊予約分や個人を対象とした事業のため団体は対象外とする。

※団体とは学生団体のスキー合宿等や旅行会社の主催旅行とする。

(登録宿泊事業者)

第4条 登録宿泊事業者の資格は、養父市内に宿泊施設を有する事業者とし、養父市新型コロナウイルス感染防止対策宣言ステッカーの表示をしていること。

2 登録宿泊事業者を希望する事業者は、養父市観光協会長に「みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業登録事業者申込書」（様式第1号）で申し込みを行う。

3 養父市観光協会会長は、申し込みのあった事業者の申込書の内容を確認し、登録宿泊事業者の資格を有するときは、「みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業登録宿泊事業者証明書」（様式第2号）を発行する。

(登録リフト事業者)

第5条 登録リフト事業者の資格は、養父市内にスキーリフト設備を有するすべての事業者とする。

- 2 登録リフト事業者は、毎週火曜日に前週の月曜日から日曜日の使用状況を「みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業使用状況報告書」(様式第3号)にて養父市観光協会に報告する。

(宿泊証明書)

第6条 宿泊証明書は、様式第4号のとおりとする。

(証明書の枚数及び発行者)

第7条 宿泊証明書は、リフト1日券10,000枚分を上限に発行する。

- 2 宿泊証明書は、登録宿泊事業者が発行する。
- 3 宿泊証明書は、宿泊1泊につき1枚発行し、宿泊数に応じた枚数を宿泊客へ発行する。
- 4 宿泊証明書の発行は、予算に達し次第終了とする。発行終了の連絡は養父市観光協会から行い、以降の発行については無効とする。

(宿泊証明書の使用範囲等)

第8条 宿泊証明書は、登録宿泊事業者が宿泊客に発行し、宿泊客は登録リフト事業者のリフト券売り場において、記載された本人のみが使用できる区分に応じたリフト1日券と引き換えることができる。

- 2 宿泊証明書は、実際に宿泊を行った宿泊客へ発行するため、宿泊予約受付時の発行予約は出来ない。
- 3 宿泊証明書は、購入済みのリフト券には使用出来ない。
- 4 宿泊証明書は、現金への交換、売買及び譲渡することが出来ない。

(使用期間)

第9条 宿泊証明書の使用期間は、宿泊日と宿泊日の翌日とする。

宿泊対象期間は令和5年1月10日(火)からスキー場営業最終日までとする。ただし第7条4をもって終了とする。

(請求手続及び振込)

第10条 登録リフト事業者は、宿泊証明書と交換したリフト1日券の月毎の合計金額を「みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業リフト券代金請求書」(様式第5号)に請求分の宿泊証明書を添えて、翌月上旬までに養父市観光協会に提出するものとする。

- 2 養父市観光協会は、宿泊証明書の枚数と請求書を確認後、請求書に受付印を押印し養父市商工観光課へ渡す。
- 3 代金は、毎月 25 日（休日の場合はその翌日）に養父市から登録リフト事業者の登録口座に振込みを行う。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

様式第1号（第4条 第2項関係）

みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業登録事業者申込書
(宿泊事業者用)

令和 年 月 日

養父市観光協会長 様

住 所
事業所名
代表者名
電話番号
FAX
印

みんなで泊まって応援！！養父市スキー客宿泊施設利用促進事業に登録宿泊事業者として申請
します。

記

1.宿泊施設名（複数の施設がある場合は記載して下さい）

2.宿泊施設住所

3.宿泊施設連絡先

電 話：

FAX：

メール：

送信先

やぶ市観光協会

FAX の場合 079-663-1501

メールの場合 Yabu.info@yabu-kankou.jp

郵送の場合 667-0032

養父市八鹿町高柳 241-1

やぶ市観光協会 宿泊支援担当宛て